

なお、本事業については、父子家庭に対しても、必要な情報の提供や相談支援を併せて行うものとし、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- (ア) 母子・父子家庭の職場や家庭を訪問する巡回相談を実施するなど継続的生活支援を行うこと。
- (イ) 相談指導に当たっては、人間関係の形成、親子関係の再構築、経済観念の醸成など適切な相談指導を行うとともに、必要な場合には関係機関や地域組織と連携した支援体制の調整を図ること。
- (ウ) 事業実施に当たっては、地域の母子自立支援員や相談関係者と密接な連携を図って実施すること。
- (エ) 特別相談は、離婚、親権等の問題、消費者金融や悪質商法など法律に関する問題や生活上の諸問題に対応するため専門家の助言を行うものとする。
- (オ) 養育費相談については、養育費に関する相談の他、面接交渉等の問題も含め相談に応じるとともに、離婚後のみならず、離婚前の者も対象として実施するものとし、必要に応じて弁護士等の紹介、家庭裁判所等で母子家庭の母等自らが手続きする際の書類作成支援等を行うこと。
 なお、養育費相談の実施に当たっては、適宜、養育費相談支援センターの助言を受ける等、同センターと連携しつつ実施すること。
- (カ) 特に父子家庭については、父子家庭になった直後の生活に支援を必要としている場合が多いことから、子育て、生活相談や必要な制度の活用方法など情報提供を行うこと。
- (キ) 相談の実施に当たっては、平日夜間・土日祝日に相談を実施するほか、母子家庭の母等に対しては女性相談員の配置やDV被害者等への配慮など母子家庭の母等の生活実態やニーズ等を踏まえ実施すること。

(2) 一般市等事業
(略)

6 関係機関との連携等
(略)

7 国の補助
(略)

や相談支援を併せて行うものとし、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- (ア) 母子・父子家庭の職場や家庭を訪問する巡回相談を実施するなど継続的生活支援を行うこと。
- (イ) 相談指導に当たっては、人間関係の形成、親子関係の再構築、経済観念の醸成など適切な相談指導を行うとともに、必要な場合には関係機関や地域組織と連携した支援体制の調整を図ること。
- (ウ) 事業実施に当たっては、地域の母子自立支援員や相談関係者と密接な連携を図って実施すること。
- (エ) 特別相談は、離婚、親権等の問題、消費者金融や悪質商法など法律に関する問題や生活上の諸問題に対応するため専門家の助言を行うものとする。
- (オ) 養育費相談については、養育費に関する相談の他、面接交渉等の問題も含め相談に応じるとともに、離婚後のみならず、離婚前の者も対象として実施するものとし、必要に応じて弁護士等の紹介、家庭裁判所等で母子家庭の母等自らが手続きする際の書類作成支援等を行うこと。
 なお、養育費相談の実施に当たっては、適宜、養育費相談支援センターの助言を受ける等、同センターと連携しつつ実施すること。
- (カ) 特に父子家庭については、父子家庭になった直後の生活に支援を必要としている場合が多いことから、子育て、生活相談や必要な制度の活用方法など情報提供を行うこと。

(2) 一般市等事業
(略)

6 関係機関との連携等
(略)

7 国の補助
(略)

「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」一部改正新旧対照表（案）

○ひとり親家庭生活支援事業の実施について（平成15年6月18日雇児発第0618005号）

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">雇児発第0618005号 平成15年6月18日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">ひとり親家庭生活支援事業の実施について</p> <p>母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成14年法律第119号）の施行に伴い、母子家庭等の福祉の一層の増進を図るため、従来の「ひとり親家庭生活支援事業」の事業内容の見直しを行い、別紙「ひとり親家庭生活支援事業実施要綱」を定め、平成15年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。 なお、本通知の施行に伴い、平成14年6月20日雇児発第0620003号「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」は廃止する。</p> <p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">ひとり親家庭生活支援事業実施要綱</p> <p>第1 目的 この事業は、母子家庭及び父子家庭（以下、「ひとり親家庭」という。）並びに寡婦は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えている。また、こうした家庭の児童は、親との死別、離別という事態に直面し、精神的</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0618005号 平成15年6月18日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">ひとり親家庭生活支援事業の実施について</p> <p>母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成14年法律第119号）の施行に伴い、母子家庭等の福祉の一層の増進を図るため、従来の「ひとり親家庭生活支援事業」の事業内容の見直しを行い、別紙「ひとり親家庭生活支援事業実施要綱」を定め、平成15年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。 なお、本通知の施行に伴い、平成14年6月20日雇児発第0620003号「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」は廃止する。</p> <p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">ひとり親家庭生活支援事業実施要綱</p> <p>第1 目的 この事業は、母子家庭及び父子家庭（以下、「ひとり親家庭」という。）並びに寡婦は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えている。また、こうした家庭の児童は、親との死別、離別という事態に直面し、精神的</p>

にも不安定な状況にある。

このため、親自身が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図り、ひとり親家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）の地域での生活を総合的に支援することを目的とする。

第2 実施主体 (略)

第3 事業の内容等

この事業は、次の1から4の事業について、地域の実情に応じて選択実施できるものとする。

1 ひとり親家庭相談支援事業

(1) 事業内容

ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、児童のしつけ・育児又は自身や児童の健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。

そのような困難を解決し、ひとり親家庭の自立を支援するため、ひとり親家庭等の相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、各種の行政支援策等の情報の提供等を実施するものとする。

(2) 対象者

ひとり親家庭等を対象者とする。

(3) 実施方法等

ア 相談に応じる者（以下「相談員」という。）にはひとり親家庭等からの相談に対して適切な助言、指導等ができる者を選定すること。

イ 相談員は、育児や家事、精神面・身体面の健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供を行うほか、必要に応じて、より専門的な相談機関や各種支援策の担当者等への取り次ぎ等を行うこと。

また、必要がある場合には、本人の同意を得た上で、母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターに相談者について情報提供を行うこと。

なお、生活一般に係る相談以外の相談についても、関係機関の連絡先を情報提供するなど必要な支援を行うこと。

ウ 相談の実施にあたっては、相談者の来所による相談のほか、必要に応じて出張相談や訪問相談、電話相談などの方法も活用するほか、平日夜間や土日祝日においても相談に応じることのできる体制を整える等ひとり親家庭の生活実態やニーズを踏まえて実施すること。

エ 効果的な相談支援等を行うため、地域における子育て支援や就学支援等のひとり親家庭等の自立支援に活用できる施策・取組の把握に努めること。また、必要に応じた円滑な各種支援・取組への取り次ぎが可能となるよう、各支援・取組の関係部署・機関との連携を図ること。

オ 相談内容・助言等の内容をまとめた相談記録を作成・保管するなど効

にも不安定な状況にある。

このため、親自身が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図り、ひとり親家庭及び寡婦（以下「母子家庭等」という。）の地域での生活を総合的に支援することを目的とする。

第2 実施主体 (略)

第3 事業の内容等

この事業は、次の1から5の事業について、地域の実情に応じて選択実施できるものとする。

果的・効率的な実施に努めること。また、相談により得た情報の取扱については、機密保持の十分に配慮すること。

カ 必要に応じて相談を受けているひとり親家庭の児童を相談中に預かる託児サービスを実施すること。

(ア) 託児サービスを行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に
応じた設備を有する適切な場所を確保すること。

(イ) あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。

(ウ) 児童に対して補食等を提供する場合は衛生管理等十分に配慮すること。

(エ) 補食等を提供した場合は、利用者に実費負担を求めることができるが、その場合はその根拠を明確にしておくこと。

2 生活支援講習会等事業

ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、児童のしつけ・育児又は母親や児童の健康管理などが十分に行き届かない面があることから、各種生活支援講習会を開催するものとする。また、ひとり親家庭等が利用しやすいよう講習会・相談を実施する際、必要がある場合には児童を預かる託児サービスを併せて提供するものとする。

(1) 事業内容

ア 生活支援講習会

生活支援講習会の講習種目は、ひとり親家庭等の生活指導等を行うために必要な、次の講習とする。

(ア)～(エ) (略)

イ 生活相談

(ア) 各種講習終了後、1のひとり親家庭相談支援事業の相談員等を活用し、当該講習で取り扱われた分野に知識・経験を有する者による個別相談を実施する。

(イ) (略)

ウ 託児サービス

必要に応じて生活支援講習会、生活相談を受けているひとり親家庭の児童を講習会や相談中に預かる託児サービスを実施する。

(2) 対象者

ひとり親家庭等を対象者とする。

(3) 実施方法等

ア 生活支援講習会

(ア)・(イ) (略)

イ 生活相談

(ア) (略)

(イ) 生活相談にあたっては、相談者の状況に応じて適切な助言を行うと

1 生活支援講習会等事業

母子家庭等は、就労や家事等日々の生活に追われ、児童のしつけ・育児又は母親や児童の健康管理などが十分に行き届かない面があることから、各種生活支援講習会を開催するとともに、個々の母子家庭等の相談に応じるものとする。また、母子家庭等が利用しやすいよう講習会・相談を実施する際、必要がある場合には児童を預かる託児サービスを併せて提供するものとする。

(1) 事業内容

ア 生活支援講習会

生活支援講習会の講習種目は、母子家庭等の生活指導等を行うために必要な、次の講習とする。

(ア)～(エ) (略)

イ 生活相談

(ア) 各種講習終了後、当該講習で取り扱われた分野に知識・経験を有する者による個別相談を実施する。

(イ) (略)

ウ 託児サービス

必要に応じて生活支援講習会、生活相談を受けているひとり親家庭の親が扶養している児童を講習会や相談中に預かる託児サービスを実施する。

(2) 対象者

生活指導、相談を希望する母子家庭等であって、生活支援講習会の受講及び相談によって、生活の安定を図ることが見込まれると実施主体が認められた者とする。

(3) 実施方法等

ア 生活支援講習会

(ア)・(イ) (略)

イ 生活相談

(ア) (略)

(イ) 生活相談にあたっては、相談者の状況に応じて適切なアドバイスを

ともに、必要に応じて関係機関と連絡を密にすること。

(ウ)生活相談により得た情報の取扱いについては、機密保持に十分に配慮すること。

ウ 託児サービス

(ア)託児サービスを行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた設備を有する適切な場所を確保すること。

(イ)～(エ) (略)

(削除)

行うとともに、必要に応じて関係機関と連絡を密にすること。

(ウ)生活相談の内容は、機密保持に十分に配慮すること。

ウ 託児サービス

(ア)託児サービスを行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた施設・設備を有する適切な場所を確保すること。

(イ)～(エ) (略)

2 健康支援事業

(1)事業内容

母子家庭等については、健康面において不安を抱えていても働かなければ生活を維持することが困難状況にある。こうした負担等が要因となり体調をくずし、生活に困難が生じたり、親子関係に問題が生じるなど精神面の負担・不安が健康面や家族関係に影響し、自立を困難にしていることから、これらの者に対して精神面、身体面の健康管理に必要な助言・指導及び家族関係の調整を行うものである。

(2)対象者

生活支援講習会の際に精神的、身体的な健康問題について相談した母子家庭等であって、継続的な支援が必要と認められる者とする。

(3)実施方法等

ア 健康相談に応じる者(以下、「健康相談員」という。)には健康管理等に適切な助言、指導ができる者を選定すること。

イ 健康相談員は、対象者の居宅を個別に訪問し、適切なアドバイスをするとともに、集団指導を行うこと。また、必要に応じて医療機関等関係機関に連絡を取るなど必要な措置をとること。

ウ 健康相談員は、次の事項に留意し、指導等にあたること。

(ア)親子の愛着や情緒的な安定、生活の変遷、特有の習慣等を理解した上で、親子の健康状態の把握及び児童の成長・発達のアセスメントを行い、健康に留意した働き方の指導、健全な親子関係を育成するための助言など、より健康な生活の維持・継続のために必要な指導を行うこと。

(イ)相談者本人又は児童の疾病等と生活との関係等について、問題点を認識させ、自己理解を深めるとともに、生活の場において工夫できる内容やそのための取組について具体的に助言すること。

(ウ)地域内の各種サービスや制度の概要等の情報を収集、整理するとともに、必要に応じてこれらの情報を提供すること。

エ 健康相談員は、相談に応じた場合にはその内容・指示事項等を記載した記録を作成しておくこと。

オ 健康相談員は、相談内容について秘密保持に十分に配慮すること。

3 土日・夜間電話相談事業

(1)事業内容

母子家庭等は、平日や日中などに就業や子育てを抱えているうえ、相談

(削除)

3 児童訪問援助事業

(1)～(3) (略)

4 ひとり親家庭情報交換事業

(1)～(3) (略)

第4 関係機関との連携等

都道府県及び市町村は、この事業を実施するに当たっては、あらかじめ、ひとり親家庭等に対し、事業の趣旨の徹底を図るとともに、常に母子自立支援員、民生委員・児童委員、母子福祉団体、母子生活支援施設等の関係機関との連携を密にするものとする。

第5 国の補助

(略)

相手を選ぶのに困難な面があることから、比較的時間に余裕のある夜間、休日において気軽に相談でき、適切なアドバイスを得ることのできる電話相談を実施する。

(2) 対象者

母子家庭等を対象者とする。

(3) 実施方法等

ア 相談内容は以下の内容とする。

(ア) 生活一般に関する相談

(イ) 児童のしつけ、育児等に関する相談

(ロ) 養育費に関する相談

イ 電話相談員には、母子家庭等の相談に対して適切な助言・指導をすることができる者を選定すること。

ウ 母子福祉センター等を利用し、平日夜間及び休日に母子家庭等からの相談に対して電話相談に応ずること。

エ 相談者の利便のために、留守番電話装置月の専用電話を設置することが望ましいこと。

オ 相談内容等については、母子家庭等の悩み事等について行うが、より専門的な相談等については、適切な相談機関を斡旋し、円滑な相談指導を行うこと。

カ 電話相談員は、相談日誌等を設け、相談内容の要点を記録し、効果的な実施に努めること。

キ 相談内容については、秘密保持に十分に配慮すること。

4 児童訪問援助事業

(1)～(3) (略)

5 ひとり親家庭情報交換事業

(1)～(3) (略)

第4 関係機関との連携等

都道府県及び市町村は、この事業を実施するに当たっては、あらかじめ、母子家庭等に対し、事業の趣旨の徹底を図るとともに、常に母子自立支援員、民生委員・児童委員、母子福祉団体、母子生活支援施設等の関係機関との連携を密にするものとする。

第5 国の補助

(略)

「母子家庭等対策総合支援事業費事業費の国庫補助について」一部改正新旧対照表(案)

新	旧
<p style="text-align: right;">厚生労働省発雇児第 1014001 号 平成 20 年 10 月 14 日</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成20年4月1日より適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>	<p style="text-align: right;">厚生労働省発雇児第 1014001 号 平成 20 年 10 月 14 日</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成20年4月1日より適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>

新	旧
<p>別紙</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、次の事業とする。</p> <p>27 (1) 平成20年7月22日雇児発第0722003号「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。)及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭等就業・自立支援事業</p> <p>(2) 平成15年6月18日雇児発第0618003号「母子家庭等日常生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行う母子家庭等日常生活支援事業並びに市町村(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。)が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(3) 平成15年6月18日雇児発第0618005号「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭生活支援事業並びに市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(4) 平成15年6月30日雇児発第0630009号「母子家庭自立支援給付金事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭自立支援給付金事業</p> <p>(5) 平成19年4月17日雇児発第0417003号「母子自立支援プログラム策定等事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子自立支援プログラム策定等事業</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 (略)</p>	<p>別紙</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、平成17年11月11日雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第2の2に定める次の事業とする。</p> <p>(1) 都道府県、指定都市、中核市、市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。)及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭等就業・自立支援事業</p> <p>(2) 都道府県、指定都市及び中核市が行う母子家庭等日常生活支援事業並びに市町村(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。)が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(3) 都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭生活支援事業並びに市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(4) 都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭自立支援給付金事業</p> <p>(5) 都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子自立支援プログラム策定等事業</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 (略)</p>

(交付額の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、10千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 (略)

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) (略)

(2) 上記(1)以外の事業

別紙様式第3による申請書を毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、毎年度別に定める日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 (略)

30

(補助金の概算払)

10 (略)

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業

市町村長は、事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日(6の(2)より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日)又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめるうえ、翌年度4月末日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 上記(1)以外の事業

別紙様式第5による報告書を、事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月末日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(交付の条件)

5 (略)

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) (略)

(2) 上記(1)以外の事業

別紙様式第3による申請書を毎年度9月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続きに従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 (略)

(補助金の概算払)

9 (略)

(実績報告)

10 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業

市町村長は、事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日(5の(2)より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日)又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめるうえ、翌年度4月末日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 上記(1)以外の事業

別紙様式第5による報告書を、事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月末日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の返還)

12 (略)

(その他)

13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(補助金の返還)

11 (略)

(その他)

12 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

新

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業	<p>次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じ次の率を乗じて得られた額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1事業又は2事業を実施している場合 0.9 ・3事業を実施している場合 0.95 ・4事業を実施している場合 1.0 <p>1 母子家庭等就業・自立支援センター事業</p> <p>(1) 就業支援事業</p> <p><u>1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定める金額</u></p> <p>ア 週5日以下の実施の場合 6,705,000円</p> <p>イ 週6日実施の場合 8,006,000円</p> <p>ウ 週7日実施の場合 9,306,000円</p> <p>(2) 就業支援講習会等事業</p> <p>1センター当たり 8,541,000円</p> <p>(3) 就業情報提供事業</p> <p>1センター当たり 2,575,000円</p> <p>(4) 在宅就業推進事業</p> <p>1センター当たり 2,000,000円</p> <p>(5) 母子家庭等地域生活支援事業</p> <p><u>1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定める金額</u></p> <p>ア 週5日実施の開所の場合 3,497,000円</p> <p>イ 週6日実施の場合 3,911,000円</p> <p>ウ 週7日実施の場合 4,324,000円</p> <p>(6) 母子家庭等就業・自立支援センター指導職員養成セミナー事業</p> <p>1ブロック当たり 1,082,000円</p>	<p>母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1/2
		<p>次により算出された額の合計額</p> <p>2 一般市等就業・自立支援事業</p> <p>1市又は1福祉事務所設置町村当たり 2,000,000円</p>	<p>一般市等就業・自立支援事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1/2

旧

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業	<p>次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じ次の率を乗じて得られた額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1事業又は2事業を実施している場合 0.9 ・3事業を実施している場合 0.95 ・4事業を実施している場合 1.0 <p>1 母子家庭等就業・自立支援センター事業</p> <p>(1) 就業支援事業</p> <p><u>1センター当たり 6,736,000円</u></p> <p>(2) 就業支援講習会等事業</p> <p>1センター当たり 8,541,000円</p> <p>(3) 就業情報提供事業</p> <p>1センター当たり 2,575,000円</p> <p>(4) 在宅就業推進事業</p> <p>1センター当たり 2,000,000円</p> <p>(5) 母子家庭等地域生活支援事業</p> <p>1センター当たり 3,359,000円</p> <p>(6) 母子家庭等就業・自立支援センター指導職員養成セミナー事業</p> <p>1ブロック当たり 1,084,000円</p>	<p>母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1/2
		<p>次により算出された額の合計額</p> <p>2 一般市等就業・自立支援事業</p> <p>1市又は1福祉事務所設置町村当たり 2,000,000円</p>	<p>一般市等就業・自立支援事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1/2

新

旧

母子家庭等日常生活支援事業

次により算出した額の合計額

1 事務費分

1か所当たり 1,204,000円

2 派遣手当分

(1)子育て支援

ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00)

なお、講習会会場、その他適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。

(ア)児童1人の場合

740円×延活動単位数

(イ)児童2人の場合

740円×延活動単位数×1.5

(ウ)児童3人の場合

740円×延活動単位数×2

(エ)児童4人の場合

740円×延活動単位数×2.5

(オ)児童5人の場合

740円×延活動単位数×3

イ 講習会会場等

1,110円×延活動単位数

ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00)

なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時～翌5時)の時間については次のエの単位とする。

(ア)児童1人の場合

920円×延活動単位数

(イ)児童2人の場合

920円×延活動単位数×1.5

(ウ)児童3人の場合

920円×延活動単位数×2

(エ)児童4人の場合

920円×延活動単位数×2.5

母子家庭等日常生活支援事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料

1/2

市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合

2/3

母子家庭等日常生活支援事業

次により算出した額の合計額

1 事務費分

1か所当たり 1,204,000円

2 派遣手当分

(1)子育て支援

ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00)

なお、講習会会場、その他適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。

(ア)児童1人の場合

740円×延活動単位数

(イ)児童2人の場合

740円×延活動単位数×1.5

(ウ)児童3人の場合

740円×延活動単位数×2

(エ)児童4人の場合

740円×延活動単位数×2.5

(オ)児童5人の場合

740円×延活動単位数×3

イ 講習会会場等

1,110円×延活動単位数

ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00)

なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時～翌5時)の時間については次のエの単位とする。

(ア)児童1人の場合

920円×延活動単位数

(イ)児童2人の場合

920円×延活動単位数×1.5

(ウ)児童3人の場合

920円×延活動単位数×2

(エ)児童4人の場合

920円×延活動単位数×2.5

母子家庭等日常生活支援事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料

1/2

市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合

2/3

(オ)児童5人の場合
 920円×延活動単位数×3
 エ 宿泊分
 3,680円×延児童数
 オ 移動時間
 移動時間については、訪問先から次の派遣先
 に移動する場合について、次のように活動単
 位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。

1,530円×延活動単位数
 (ア)30分未満は、0単位
 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位
 (ウ)1時間以上は1単位

(2)生活援助

ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00)
 1,530円×延活動単位数
 イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00)
 1,910円×延活動単位数
 ウ 移動時間
 移動時間については、訪問先から次の派遣先
 に移動する場合について、次のように活動単
 位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。

1,530円×延活動単位数
 (ア)30分未満は、0単位
 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位
 (ウ)1時間以上は1単位

(オ)児童5人の場合
 920円×延活動単位数×3
 エ 宿泊分
 3,680円×延児童数
 オ 移動時間
 移動時間については、訪問先から次の派遣先
 に移動する場合について、次のように活動単
 位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。

1,530円×延活動単位数
 (ア)30分未満は、0単位
 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位
 (ウ)1時間以上は1単位

(2)生活援助

ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00)
 1,530円×延活動単位数
 イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00)
 1,910円×延活動単位数
 ウ 移動時間
 移動時間については、訪問先から次の派遣先
 に移動する場合について、次のように活動単
 位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。

1,530円×延活動単位数
 (ア)30分未満は、0単位
 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位
 (ウ)1時間以上は1単位

新

旧

ひとり親家庭生活支援事業

次により算出した額の合計額

1 ひとり親家庭相談支援事業
4,632,000円

2 生活支援講習会事業
162,000円×講座開催回数

3 児童訪問援助事業
(1) 1回の訪問が1日場合
7,660円×訪問延回数
(2) 1回の訪問が半日の場合
4,910円×訪問延回数

4 ひとり親家庭情報交換事業
1か所当たり 213,000円

ひとり親家庭生活支援事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料

1/2

市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合
2/3

母子家庭自立支援給付金事業

次により算出した額の合計額

1 自立支援教育訓練給付金事業
教育訓練経費の20%相当額
(4,001円以上100,000円以下)

母子家庭自立支援給付金事業の実施に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費

3/4

ひとり親家庭生活支援事業

次により算出した額の合計額

1 生活支援講習会
198,000円×講座開催回数

2 健康支援事業
1か所当たり 934,000円

3 土日・夜間電話相談事業
1か所当たり 2,612,000円

4 児童訪問援助事業
(1) 1回の訪問が1日場合
7,660円×訪問延回数
(2) 1回の訪問が半日の場合
4,910円×訪問延回数

5 ひとり親家庭情報交換事業
1か所当たり 213,000円

ひとり親家庭生活支援事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料

1/2

市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合
2/3

母子家庭自立支援給付金事業

次により算出した額の合計額

1 自立支援教育訓練給付金事業
教育訓練経費の20%相当額
(4,001円以上100,000円以下)
なお、教育訓練開始日が平成19年9月以前の場合
教育訓練経費の40%相当額
(8,001円以上200,000円以下)

母子家庭自立支援給付金事業の実施に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費

3/4

新

旧

2 高等技能訓練促進費等事業

(1) 高等技能訓練促進費(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。)第30条に基づく高等職業訓練促進給付金)

ア 平成19年度以前に修業を開始した者
141,000円×支給延月数

イ 平成20年度以後に修業を開始した者
(ア) 市町村民税非課税世帯に属する者
141,000円×支給延月数

(イ) 市町村民税課税世帯に属する者
70,500円×支給延月数

(2) 入学支援修了一時金(令第30条の2に基づく高等職業訓練修了支援給付金)

ア 市町村民税非課税世帯に属する者
50,000円×支給件数

イ ア以外の者
25,000円×支給件数

母子自立支援プログラム策定等事業

次により算出した額の合計額

1 母子自立支援プログラム策定事業

1プログラム当たり 20,000円

2 就職準備支援コース事業

1人1か月当たり 30,000円(3か月を上限)

母子自立支援プログラム策定等事業に必要な報酬、報償費、賃金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、共済費

10/10

2 高等技能訓練促進費等事業

(1) 高等技能訓練促進費(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。)第30条に基づく高等職業訓練促進給付金)

ア 平成21年5月以前の月分に係る支給

(ア) 平成19年度以前に修業を開始した者
103,000円×支給延月数

(イ) 平成20年度以後に修業を開始した者
a 市町村民税非課税世帯に属する者
103,000円×支給延月数

b 市町村民税課税世帯に属する者
51,500円×支給延月数

イ 平成21年6月以後の月分に係る支給

(ア) 平成19年度以前に修業を開始した者
141,000円×支給延月数

(イ) 平成20年度以後に修業を開始した者
a 市町村民税非課税世帯に属する者
141,000円×支給延月数

b 市町村民税課税世帯に属する者
70,500円×支給延月数

(2) 入学支援修了一時金(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。)第30条の2に基づく高等職業訓練修了支援給付金)

ア 市町村民税非課税世帯に属する者
50,000円×支給件数

イ ア以外の者
25,000円×支給件数

母子自立支援プログラム策定等事業

次により算出した額の合計額

1 母子自立支援プログラム策定事業

1プログラム当たり 20,000円

2 就職準備支援コース事業

1人1か月当たり 30,000円(3か月を上限)

母子自立支援プログラム策定等事業に必要な報酬、報償費、賃金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、共済費

10/10